



2024年8月9日

各 位

会 社 名 株式会社創建エース
代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 南 條 和 広
(フリーコール：0120-998-050)

当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社の巧栄ビルド株式会社（以下、「巧栄ビルド」といいます。）に関し、2024年7月22日付けで訴訟（以下、「本件訴訟」といいます。）が提起され、同年8月6日に訴状および訴状訂正申立書の送達を受けましたので、下記のとおり、お知らせ致します。

記

1. 訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 訴訟が提起された裁判所 東京地方裁判所
(2) 訴訟が提起された年月日 2024年7月22日
(巧栄ビルドに対する訴状の送達日：2024年8月6日)

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

本件訴訟の原因とされている契約は、巧栄ビルドを発注者とし、雄心興業株式会社を請負人とした工事請負契約であり、これに基づく請負代金の一部がハートインベストメント株式会社に債権譲渡されており、その譲渡債権請求の提起であります。当社としては、請求の前提となる主張内容について事実と異なる部分があり、巧栄ビルドの正当性を主張してまいります。

3. 訴訟を提起した原告の概要

- (1) 名 称：ハートインベストメント株式会社
(2) 所在地：愛媛県松山市千舟町二丁目7番地12
(3) 代表者：代表取締役 三好 志乃ぶ

4. 当社子会社の概要

- (1) 名 称：巧栄ビルド株式会社
(2) 所在地：東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
(3) 代表者：代表取締役 岡村 義行
(4) 事 業：総合建設業
(5) 資本金：90,000,000円



5. 訴訟の内容及び請求額

譲受債権請求額：1億5350万円

なお、上記譲受債権請求額に対する令和5年11月18日から支払済みまで年3パーセントの割合の遅延損害金の請求も併せて行われております。

6. 今後の見通し

今後の訴訟経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

また、本件訴訟が当社の業績に与える影響は現時点では不明ですが、当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合、適宜お知らせ致します。

以上